

6月29日、第1回市政バス運行しました。市民から35人が参加し、市内のいろいろな施設を見学しました。

9月に開催される国体セーリング会場となる牛窓ヨットハーバーでは、市国体推進室の安藤千秋室長と森謙治室長からセーリング競技の説明がありました。会場内での施設の説明も受けた参加者から「大会期間中に、ぜひ競技を見に来たい」



牛窓ヨットハーバーで会場の説明を受ける参加者の皆さん

との声も聞かれ、国体への気運が盛り上がっていました。

オリブ園では、日本のエーゲ海とも言われる瀬戸内海の景色を眼下に見下ろし、日本オリブ(株)の吉田靖弘研究開発課長の話に耳を傾けました。美しい景色を眺めながら、オリブ収穫などの説明を受け「フランスパンに付けて食べるオリブオイルは、どんな種類のものがあるの」などの質問も相次ぎました。



オリブ園からの眺めは最高！

次に訪れたのは、道の駅「黒井山グリーンパーク」のゆうゆう交流館で、三宅久雄支配人から、同館の魅力を聞きました。市の産物を販売しているゆうゆう交流館は、現在では130人もの生産者の登録があり、リヤカー市も行っており、たくさんの情報発信の場となっています。

いこいの村から見る眺望は、オリブ園から見ると景色に優劣付け難い素晴らしいものでした。最終見学場所の備前おさふね刀剣の里では、植野哲也学芸員から刀剣についての詳しい説明を受け、参加者の皆さんは、熱心に聞き入っていました。

一人でも多くの皆さんに、市内のいろいろなことを分かってもらい、自分たちの住んでいるまちを好きになってほしい。すばらしいまちであることを誇りに思っただけでなく、これからのまちづくりを応援してほしいと市政バスを運行させました。これからも、いろいろな企画をしたいと思っています。多くの市民の皆さんの参加をお待ちします。



ゆうゆう交流館には特産物がいっぱいあります

70歳以上の人と老人保健で医療を受ける皆さん 8月からお医者さんにかかるときに2割負担となる人 (一定以上所得者)の判定基準が変わります

70歳以上の人と老人保健で医療を受ける人は、お医者さんにかかるときの自己負担は原則1割ですが、一定以上所得者は2割となります。

その一定以上所得者を判定する基準が

- 本年度から住民税の算定で配偶者特別控除が縮小
- 現役世代の平均的な課税所得の水準が変わったことから見直されました。



病院の窓口で老人医療受給者証を提示してください

一定以上所得者の判定基準

★同じ世帯に一定以上所得者がいる場合は、世帯の対象者全員が一定以上所得者となります。

平成17年7月まで
(年額)

平成17年8月から

●住民税課税所得	→ 124万円以上	→ 145万円以上
●収入合計：複数世帯*	→ 637万円以上	→ 621万円以上
●収入：単身世帯*	→ 450万円以上	→ 484万円以上

※同じ世帯にいる70歳以上および老人保健で医療を受ける人の人数。

高齢者医療 なんでも

Q & A

Q 一定以上所得者と判定された場合でも、自己負担割合が1割となる場合がありますが？



各種申請は市民課窓口で

A 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上と老人保健で医療を受ける人がいる場合は、一定以上所得者となり、自己負担割合は2割となります。

しかし、この場合でも、70歳以上と老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、2人以上の場合で621万円未満、1人の場合で484万円未満であると申請し、市から認められた場合は、自己負担割合が1割となります。

課税所得145万円以上
↓
収入の合計621万円
(1人の場合は484万円) 未満
↓
申請により自己負担割合が
1割となります。

Q 判定された自己負担割合は、このままずっと変わらないのでしょうか？



A 所得は毎年変わりますから、一定以上所得者であるかどうかの判定は毎年行われます。住民税に対する毎年の課税所得により判定(定期判定)され、負担割合が変わる人は8月から新しい負担割合が適用になります。また、同一世帯の人が新たに70歳になったり、世帯員の異動や死亡があったりした場合などには、年度の途中で自己負担割合が変更となる場合もあります。

市政バスで施設見学を

第2回市政バスは、生活をテーマに次のとおり企画しました。皆さん、ご参加ください。

- ▷日 時 8月24日(水)午後1時～4時35分
- ▷見学場所 クリーンセンターかもめ・瀬戸内消防署
- ▷参加人数 30人(申し込み多数の場合は、抽選)
- ▷参加費 無料
- ▷申し込み 市広報情報課、牛窓・長船支所、裳掛出張所に備え付けの参加申込書(ホームページからもダウンロード可)に記入し、市広報情報課に申し込んでください。
- ▷申し込み期限 8月10日(水)

■申込・問い合わせ先

市広報情報課 ☎0869-22-1031
URL <http://www.city.setouchi.lg.jp>